



しぶや青色

平成22年新春号 第479号 社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

http://www.428aoiro.jp



新年のごあいさつ

(社) 渋谷青色申告会 川口 信吾

明けましておめでとございます。会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より、青色申告会活動にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年は、一昨年から経済状況の悪化が改善できず、会員を取巻く環境は依然として厳しい状況にありました。

また、政治の世界では、政権交代が実現し、従来型の行政手法に一つひとつ見直しが行われています。

国民の負託に応える国会論戦と安心できる社会の実現に向けた協議を期待したいと思えます。



新年のごあいさつ

渋谷税務署長 小島 安雄

平成22年の年頭に当たり、社団法人渋谷青色申告会の皆様方にとって新年のご挨拶を申し上げます。

本年は寅年です。六十干支では27番目の庚寅(かのえとら)です。少しこの干支の縁起話をさせていただきますと、寅はその毛皮の美しい模様から前身は夜空に輝く星といわれているそうです。また、寅の字が動くという意味を持っていることから、冬から春になり草木が芽吹くことを表しているそうです。今年も「寅」のように是非、経済が芽吹き、輝く年となって欲しいと思っております。

ここで昨年を振り返りますと、スポーツ界では、WBC(ワールド・ベースボール・クラシック)の2連覇に始まり、18歳の高校生プロゴルファーの石川遼さんがジャンボ尾崎さんの記録を大幅に塗り替えて賞金王にもなりましたし、我が街、渋谷においては、表参道のイルミネーションが11年ぶりに復活したといった明るい話題

もありません。

ところで青色申告会は、厳しい社会経済環境の中、小規模な個人事業者が安心できる経営基盤の確保に努め、地域社会の発展に貢献できる、健全な納税思想の普及と推進に取り組む公益活動を積極的に展開していかねばなりません。

本年は、青色申告制度・渋谷青色申告会創立六十周年という記念すべき年に当たります。この六十周年を契機として、本年は青色申告会創立時の精神を再認識するとともに、誠実な納税者団体として地域社会に密着した諸活動をすすめていこうと考えております。

さて昨年は、電子申告・電子納税の普及、拡大を図り、税務行政の円滑な運営に寄与する目的で、「電子申告・電子納税推進協議会」を設立し、e-Tax普及・拡大に向けて、「電子申告・電子納税推進の街」の宣言をしました。

問もなく平成21年分の確定申告を迎えます。事務局ではe-Tax(国税電子申告・納税システム)利用拡大に向けてサポート体制も整えております。e-Taxの利用の際は「住基カード」が必要になります。取得方法等わからないことがございましたら、お早めに事務局にご相談下さい。

最後になりましたが、会員の皆様のご事業のご繁栄とご健勝をお祈り申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。

もありました。

貴会におかれましては、各種研修会や講習会、会員相互の交流事業などを積極的に展開されたほか、「渋谷くみんの広場」での税の広報活動や青色申告の普及・育成活動をはじめとした社会貢献活動に熱心に取り組んでいただきました。

さらに、「世界をリードする国際都市渋谷からe-Taxの活用を」を合言葉に、「電子申告・電子納税推進協議会」の創立、「電子申告・電子納税推進の街宣言」にも尽力いただきました。また本年の確定申告期には、更なるe-Tax普及拡大に向けた取組みを行っていただけるとお聞きしております。このような皆様方の熱意と行動力に心から敬意を表させていただきます。

私も同様にいたしましては、本年も納税者利便の向上と事務処理の効率化を図るため、渋谷地区に密着したe-Taxの利用促進に積極的に取り組んでいく所存でございます。

引き続き、貴会会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営になお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本年が社団法人渋谷青色申告会と会員の皆様方にとりまして、更なるご発展とご繁栄の年となりますよう、心より祈念いたしました新年のあいさつとさせていただきます。



新年のあいさつ

東京都渋谷区税務所長 山中 史朗

新年あけましておめでとございます。

平成22年の年頭にあたりまして、社団法人渋谷青色申告会の皆様に、謹んで新年のお祝いを申し上げます。旧年中は、川口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、「電子申告・電子納税推進の街」宣言をはじめ、東京都の税務行政に深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、従来より適正申告の推進、決算・記帳等の指導、各種講習会等の開催や地域社会事業に取り組むなど幅広い事業を展開されてきました。このような貴会の積極的、多面的な活動に改めて敬意を表するところでございます。

電子申告につきましては、国税はe・TAX、地方税はe・LTAXがございま



新年のあいさつ

渋谷区長 桑原 敏武

新年明けましておめでとございます。

社団法人渋谷青色申告会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は、渋谷区政各般にわたりご理解、ご協力を賜り、川口会長をはじめ役員の皆様、また会員の皆様に深く感謝申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、米国の金融危機に端を発する世界同時不況の影響から日本経済は脱しきれず、依然として厳しい状況が続くとともに、雇用不安や格差問題により社会に閉塞感が蔓延するに至りました。また、新型インフルエンザの国内外での感染拡大は、人々に健康不安をもたらすこととなりました。

す。このe・LTAXにて、東京都では現在、法人事業税・法人住民税・地方税人特別税につきまして電子申告と電子納税を、また固定資産税のうち償却資産につきましては電子申告を実施しております。皆様方と力を併せ、e・LTAXとe・TAXの利用促進の取り組みを積極的に進めてまいります。会員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、東京都では、低炭素型都市の実現に向け、東京版環境減税の第1弾として、既に「次世代自動車の導入促進税制」を実施しているところでありましたが、この度その第2弾として、「中小企業者向け省エネ促進税制」を開始しました。これは、一定の要件のもとに省エネ設備等を取得した場合に個人事業税ないし法人事業税の減免を行うものでございます。適用には種々の制約がありますが、せっかくの制度ですので、可能な限りご利用いただけたら幸いに存じます。

渋谷区税務所は、本年も都税収入の確保と公正・公平・効率的な税務行政の推進に取り組み、納税者サービスの向上と都民の皆様への信頼の確保に努力してまいり所存でございます。渋谷青色申告会の皆様には、東京都の税務行政に對しまして、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この新しい年が渋谷青色申告会と会員の皆様にとりまして、更なるご発展とご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

こうした中、国政においては政権交代が行われ、事業仕分け等による事業の見直しが行われたほか、各種手当の創設や税制改正の方針が打ち出されるなど、政策の大きな転換が見られました。

このように混迷し、かつ変化する社会情勢の中で、本区はあくまでも区民の目線に立ち、区の将来を見据えて、安心して住み続けられるまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

これまでも福祉施設の整備、住宅の耐震化促進等の施策を実施してまいりましたが、今後は、少子化対策、子育て支援を強化していくことが重要であると考えます。特に、保育園の待機児解消は喫緊の課題であり、そのための環境整備を早期にかつ着実に進めてまいります。また、乳幼児が健康で情操豊かに育つよう、教育・保育の縦割りを超えた幼保一元化施設の設置・拡大を進めてまいりたいと考えております。

渋谷青色申告会の皆様方には、本年も渋谷区政に対して引き続き熱いご支援を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、貴会の益々のご発展と会員の皆様の一層のご活躍、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

決算・確定申告、必要書類等事前準備チェックリスト！！

確認欄

1	昨年(平成20年)・一昨年(19年)の決算書、所得税・消費税確定申告書の控	<input type="checkbox"/>
2	税務署から送られた書類等	<input type="checkbox"/>
	平成20年分決算書用紙(昨年11月末送付)	<input type="checkbox"/>
	平成20年分の所得税確定申告書用紙(1月下旬送付) 平成20年消費税課税事業者の方は平成19年分の消費税税確定申告書用紙(1月下旬送付)	<input type="checkbox"/>
3	平成21年分の帳簿・集計表等、複式簿記の方は試算表等 (売上・経費のわかるもの。固定資産税、光熱費等家事按分の必要な方はそれぞれの合計・事業割合) 専従者給与・給与を支給している方は平成21年分一人別徴収簿 【消費税について】 届出書の提出等確認は出来ていますか。 記帳方法は税込経理・税抜き経理どちらですか。 消費税簡易課税の方は、売上の事業区分(第1種から第5種)は出来ていますか。 (事業区分は取引ごとに判断します。例えば他のものから購入した商品を性質・形状を変えないで業者へ販売した場合は第1種・消費者への販売は第2種となります) 消費税本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)の上、課税取引金額計算表の記入は出来ていますか。 【会計ソフト利用者について】 会計ソフト利用の方はデータをフロッピー、クリップドライブ等にバックアップのうえ、お持ち下さい。 (マックの方は機器の用意がありませんので、プリントアウトして又はノートパソコンをそのままご持参下さい) なお、21年分確定申告にしまして会計ソフトでの初期設定等記帳指導期間は既に終了しております。 また、22年分の会計ソフトでの初期設定等指導は4月以降となりますのでご了承下さい。	<input type="checkbox"/>
4	公的年金受給者は平成21年分源泉徴収票(天引き介護保険料が明記されています)	<input type="checkbox"/>
5	生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方は、保険会社・郵便局等が発行する支払い年金額等のお知らせ等が必要です(支払金額・必要経費・源泉徴収税額等が記載)	<input type="checkbox"/>
6	給与収入のある方は平成21年分給与所得の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
7	保険料又は掛金を自分で負担した生命保険契約・生命共済に基づく一時金又は退職金共済契約若しくは退職年金契約に基づき支払われる一時金で退職所得とみなされないものは一時所得として課税。 保険会社・関係機関が発行する計算書が必要(支払金額・既払込保険料(掛金)が記載)	<input type="checkbox"/>
8	医療費控除を受ける方は、本人、生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書及び高額医療費の戻り・生保等給付補てん額の明細書	<input type="checkbox"/>
9	国民健康保険支払の方は平成21年中に支払った合計額	<input type="checkbox"/>
10	国民年金・国民年金基金等の控除証明書 (国民年金の控除証明書が平成17年から添付を義務づけられました。昨年11月頃、社会保険庁より送付されています。給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
11	介護保険支払の方は平成21年中に支払った合計額(給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
12	小規模企業共済加入者は小規模企業共済等掛金控除証明書	<input type="checkbox"/>
13	生命保険(一般用・個人年金用)給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要	<input type="checkbox"/>
14	地震保険料の控除証明書給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要	<input type="checkbox"/>
15	寄付金控除の適用下限額が5,000円。特定寄付金の額の合計額をチェック	<input type="checkbox"/>
16	住宅取得控除を受ける方は住宅借入金等特別控除申告書と住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の添付が必要となります。 21年中に住宅取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類の準備が必要です。事前に税務署・青申会事務局へ	<input type="checkbox"/>
17	配偶者控除・扶養控除対象者のお名前・生年月日・平成21年中の収入等資料 障害者の方は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の等級の確認 納税者自身が勤労学生の場合、対象となる専修学校等の範囲が拡大されています。	<input type="checkbox"/>
18	ご印鑑	<input type="checkbox"/>
19	"e-Tax"での申告希望者は、事前の利用開始手続きが必要となります。早急に事務局職員にお尋ね下さい。 住基カード・電子証明書の取得及び開始届出書の提出、税務署から送付された"e-Taxソフト"のインストール、利用者識別番号及び税務署から通知された暗証番号を納税者自身のオリジナルの暗証番号へ変更送信、電子証明書の登録、納税用確認番号の登録等が必要となります。	<input type="checkbox"/>

土・日来所の方は国民健康保険料等年間支払金額の確認は区役所が休みの為出来ません。
不明の方は必ず事前に係へ問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。

平成21年分の決算・確定申告指導のご予約受付中！

ご予約は事務局へお早めにお電話（3463 - 7043）

ホームページからもお申込みが出来ます。

平成21年分所得税の確定申告の申告及び納税期限は3月15日（月）！！

振替納税の方の口座振替日は4月22日（木）手続き簡単お勧めします

平成21年分個人事業者の消費税の確定申告の申告及び納税期限は3月31日（水）！！

.....
振替納税の方の口座振替日は4月27日（火）手続き簡単お勧めします

1. ご予約の際に、記帳方法（手書き・会計ソフト）、消費税申告の有無（本則・簡易）をお知らせ下さい。
2. 消費税の受付は2月中までになります。3月に入りますと所得税決算申告が優先されます。

ご存知ですか？ “ e Tax ”

.....
当会では電子政府実現へ向けて“ e Tax ”の周知と利用促進を推進しております。
開始届出の手続きをされた方には、ただいま初期導入費用
（住基カード・電子認証等取得費）を会が助成いたしております。
ぜひこの機会にあなたも...詳しいことは、事務局職員までおたずね下さい。

事務局より会費納入のお願い

半年以上会費が未納の方は決算・申告の予約日前に納付をお願いいたします
（会費を半年以上未納の方につきましては決算・申告のお手伝いが出来ない場合がありますのでご注意ください）

当会では3月が会計年度末となっております

平成21年度分（平成21年4月～平成22年3月）の会費納入につきましては、お早めにお支払いいただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

お申込み、お問合せは事務局まで : 03(3463)7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>